

契 約 内 容 調 書

契 約 方 法	随意契約	種 別	通信設備工事
件 名	大槌学園無線アクセスポイント入替設置工事		
予 定 価 格	(税抜) 3,600,000 円	(税込) 3,960,000 円	
契 約 金 額	(税抜) 3,480,000 円	(税込) 3,828,000 円	
契約の相手方	岩手県盛岡市中央通1-2-2 東日本電信電話(株) 岩手支店		
契 約 締 結 日	令和 4年 9月12日		
契 約 期 間	令和 4年 9月12 ~ 令和 4年12月30日		
実 施 場 所	大槌町立大槌学園		
契 約 根 拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき」		
概 要 及 び 随意契約理由	<p>大槌学園にて多様化するICT機器を利用した教育活動において、特別教室のネットワーク環境を強化する必要があることから、特に必要性の高い教室の無線アクセスポイント機器を新規機器へ入替える工事を実施するもの。</p> <p>当該入替設置工事を実施することで、特別教室でICT機器を活用した教育活動の充実が図られる。</p> <p>○業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調査及び設計 ・機器設置工事及び設定 ・LAN配線工事 ・試験作業 <p>随意契約理由</p> <p>選定業者である東日本電信電話株式会社は、令和2年度に実施した大槌学園のネットワーク環境整備工事の受注業者であり、ネットワーク環境の保守業務についても委託している。</p> <p>当該工事を他業者へ発注すると、新規機器の保守費用が追加で必要となるが、東日本電信電話株式会社の場合は、現在契約中の保守業務の範囲内で管理していただくことが可能である。</p> <p>また、既存アクセスポイント機器と新規アクセスポイント機器の設置・設計業者が異なると、無線ネットワーク全体の設計内容にずれが生じるほか、障害対応の際の責任区分が曖昧になってしまい対応に時間を要することとなる。</p>		